

学外研究員の受入れに関する達

(目的)

第1条 この達は、産業医科大学（以下「本学」という。）における学外研究員（共同研究の実施に伴い受入れる学外の研究員を除く。）の受入れに関する取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において学外研究員とは次の各号に掲げる者をいう。

- 一 派遣研究員 企業、病院、大学等の学外機関に所属し、研究技術の向上等を目的に当該学外機関から本学へ派遣され、受入れ先の本学教員から指導・教授を受ける者（受託研究取扱規程第4条第1項第4号に規定する受託研究に伴い受入れる者を含む。）
- 二 訪問研究員 企業、病院、大学等の学外機関に所属し、受入れ先の本学の教員とともに特定の研究を実施する者で、所属機関から本学における活動を認められている者、独立行政法人日本学術振興会において特別研究員に採用された者若しくは海外特別研究員に採用された者又は学長が特に認めた者

(受入れ申請)

第3条 学外研究員を受入れようとする者は、学外研究員受入申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）を経て学長あて提出するものとする。

2 前項の申請については、知的財産本部の意見を聴き、学長が許可する。

(受入れ契約)

第4条 派遣研究員の受入れが許可されたときは、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）は、派遣研究員を派遣依頼した学外機関（以下「派遣機関」という。）の長と、受入れに関する期間、費用、研究成果の権利持分等について定める契約を交わすこととする。

第5条 訪問研究員の受入れが許可されたときは、第3条に規定する書類のほか、必要に応じて学校法人及び当該訪問研究員、又は学校法人、当該訪問研究員及び当該訪問研究員の所属機関の長との間で、研究成果に対する権利持分等について定める契約を交わすこととする。

(受入れ費用)

第6条 派遣研究員の受入れが許可されたときは、派遣機関は、派遣研究員1人につき月額45,000円（日割り計算はしない。）の研究指導料を納付しなければならない。

2 前項の研究指導料は、派遣契約の定める期間により派遣前に納付しなければならない。

3 受託研究に伴い派遣研究員を受入れるときは、第1項に規定する研究指導料は、受託研究にかかる直接経費及び間接経費とは別に納付するものとする。

4 派遣研究員の受入れが中止となったときは、既に納入された研究指導料は、返還し

ないものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、派遣研究員の受入れの中止の理由が、本学にその責があると学長が認めたときは、受入れが中止となつた期間に相当する研究指導料を、派遣機関に返還することができる。

(受入期間)

第7条 派遣研究員の受入期間は、第4条に規定する契約の期間とし、訪問研究員については1年以内とする。

- 2 前項に定める受入期間は、学長が必要と認めた場合は、申請に基づき延長することができる。

(研究期間の延長)

第8条 学外研究員が受入期間を延長しようとするときは、受入期間延長願(様式第2号)を学長あて提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、派遣研究員の受入期間の延長が承認されたときは、第4条に規定する契約について更新の契約を交わすものとする。

(報酬等)

第9条 学外研究員には、報酬及び旅費を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、訪問研究員が、国又は独立行政法人日本学術振興会から受けた科学研究費補助金により、研究を推進し、又はこれに協力するため国内外を旅行する必要がある場合は、学校法人は、当該者に旅行を依頼し、旅費を支給することができる。

- 3 前項の規定により、訪問研究員が国内外を旅行するときは、法令に特段の定めがある場合を除き、学校法人産業医科大学内国旅費規程(昭和53年規程第5号。以下「内国旅費規程」という。)第1条、第2条、第5条から第15条まで、第17条及び第21条の規定、近距離旅行取扱いに関する件(昭和54年内達第7号)の規定並びに学校法人産業医科大学外国旅費規程(昭和53年規程第6号)の規定を準用し、旅費を支給することができる。この場合において「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令者」とあるのは「旅行依頼者」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の場合において、旅行依頼者は学長とする。

- 5 訪問研究員の内国旅費規程の別表2に定める等級については、旅行の依頼を受けた訪問研究員の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して、学長が別に定めることができる。

(施設の利用)

第10条 学外研究員は、学校法人の施設、備品等を研究に必要な範囲内において、利用することができる。

- 2 学外研究員が学校法人の施設、備品等を利用するとき必要な消耗品等の経費は、学外研究員の負担とする。

- 3 施設、備品等の利用にあつては、本学内の取決めにより利用者が負担することとなっている経費は、学外研究員の負担とする。

(損害の賠償)

第 11 条 学外研究員は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、当該損害の賠償の責を負うものとする。

(受入れの取消)

第 12 条 学外研究員を、本学で研修又は研究をするに相応しくないと受入れ先講座等の所属長が認めたときは、その意見に基づき、学長は受入れを取消することができる。

(身分の証明)

第 13 条 学外研究員には、本学での研究に必要な範囲において、身分を証明するものを交付するものとする。

(諸規則の遵守義務)

第 14 条 学外研究員の本学における活動は、学校法人において定められた諸規則を遵守しなければならない。

2 学外研究員が、本学における研究により発明、成果有体物、著作物等の知的財産の創出に関わったときの当該知的財産の取扱いは、契約等による特段の取決めがない限り、産業医科大学知的財産管理規程、産業医科大学成果有体物取扱規程及び産業医科大学著作物取扱規程による。

(必要な事項の定め)

第 15 条 この達に定めるもののほか必要な事項は、学長が理事長と協議して定める。

附 則

- 1 この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 訪問研究員受入に関する件（昭和 55 年内達第 7 号）は廃止する。
- 3 この達の施行の際、現に存する廃止前の訪問研究員受入に関する件（以下「旧達」という。）の規定による訪問研究員及び旧達の規定により受入れが許可されている者（以下「旧達による訪問研究員」という。）は、旧達の規定により受入れが許可された期間及びこの達の施行日前に研究期間の延長が許可された当該延長期間については、なお従前の例による。この場合において、旧達による訪問研究員は当該期間を延長することができない。

年 月 日

産業医科大学長 殿

申請者 所 属
職 名
氏 名 ㊟

学外研究員受入申請書

学外研究員	ふりがな 氏 名	-----	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	住 所	〒 ー		
	現 職			
	最終学歴			
研究員の種別	訪問研究員 ・ 派遣研究員			
研究 期 間	年 月 日から 年 月 日			
研究協力者・ 研究指導者	所属		職氏名	
研 究 内 容				
主として研究する場所				
受入講座等所属長の承認	㊟			
付 書 類	1 所属長承認書 2 念 書 3 派遣研究員の場合は、派遣依頼のあった機関の長からの依頼文書			

*所属長承認書は訪問研究員のみ必要

*所属長承認書又は念書の提出がない場合は、当該学外研究員、当該学外機関の所属長及び学校法人とで本学における研究活動に対する所属機関の承諾、研究成果に対する権利持分等について定めた契約書を付すこと。

様式第1号 (別紙)

略 歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

産業医科大学長 殿

学外研究員 所属講座 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 現 職 _____

研 究 期 間 (延 長 ・ 変 更) 願

1 研究内容

2 研究員の種別 訪問研究員 ・ 派遣研究員

3 延長研究期間

現 研 究 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
延 長 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

4 担当教授及び学外研究員等の承認欄

- (1) 担当教授 講座等
 氏 名 _____ (印)
- (2) 学外研究員
 氏 名 _____ (印)

4 添付書類

- (1) 所属長の承認書
 (2) 念 書
 (3) 派遣研究員の場合は、派遣依頼のあった機関の長からの派遣期間延長の依頼文書
 *所属長の承認書は訪問研究員のみ必要
 *所属長承認書又は念書の提出がない場合は、当該学外研究員、当該学外機関の所属長及び学校法人とで本学における研究活動に対する所属機関の承諾、研究成果に対する権利持分等について定めた契約書を付すこと。

年 月 日

産業医科大学長 殿

所 属 長 承 認 書

所属長 機関名
職 名
氏 名

⑩

当機関の職員 〃 が、 年 月 日から
年 月 日までの間、貴大学において訪問研究員として、貴大学職員の
協力のもと研究に従事することは差し支えありません。

なお、この者が貴大学での研究活動の結果もしくはその過程で、発明、成果有体物、
著作物等の知的財産を創出又は創出に関わつたときの当該知的財産の権利帰属につ
いて、貴大学との契約等による定めがないときは、当機関に当該知的財産の権利の全
部又は一部が帰属することはないものとします。

念

書

このたび貴大学において研究することを御承認いただきましたうえは、貴大学の規則、規程等を遵守するとともに、研究にあたって、故意又は重大な過失により貴大学の施設設備等に損害を与えたときは、その責を負います。

また、貴大学での研究活動の結果もしくはその過程で、発明、成果有体物、著作物等の知的財産を創出又は創出に関わったときは、当該事項につき貴大学及び私又は貴大学、私及び私の所属機関の長との契約等による定めがないときは、当該知的財産の取扱い等については、産業医科大学知的財産管理規程、産業医科大学成果有体物取扱規程及び産業医科大学著作物取扱規程の定めるところよることとし、当該知的財産に対する私の権利持分及び創出後の管理、運用等については、当該知的財産創出に至る研究の貢献度等を考慮し貴大学と誠意を持って協議いたします。

年 月 日

産業医科大学長 殿

氏名

印